

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	道路交通法に基づく自動車の使用制限及び 指示に関する取扱い規程の一部改正について	令和 7 年 2 月 19 日 交通部交通指導課
1 改正規程 平成 6 年鹿児島県公安委員会規程第 4 号 道路交通法の規程に基づく自動車の使用制限及び指示に関する取扱規程 2 改正理由 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づくアナログ規制の見直しの一環として、都道府県公安委員会等の掲示板への掲示により行うこととされている聴聞の公示について、インターネットを利用して行うことを可能とする各種法令の改正予定（令和 7 年 3 月 1 日施行）に関する文書が発出されたことによる。 3 改正内容 (1) 公示方法 改正前：警察本部の掲示板への掲示が必要 改正後：鹿児島県警察へのホームページへの掲載、又は、警察本部の掲示板への掲示 (2) 公示内容 改正前：当事者の住所・氏名の表示あり 改正後：当事者の住所・氏名の表示なし (3) 様式の変更（第 6 号様式 道路交通法に基づく聴聞開催の公告） 改正前：聴聞を受ける者（事業所名・所在地・氏名）の記載あり 改正後：聴聞を受ける者の欄を削除 4 施行日 令和 7 年 3 月 1 日施行		